



令和5年度 水土里ネットさが土地

佐賀土地改良区

発行所
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号
水土里ネットさが土地
(佐賀土地改良区)
電話 (0952) 22-4382
FAX (0952) 29-1048
U R L : <http://www.sa-tochi.jp>
E-mail : info@sa-tochi.jp

組合員及び面積の動向

組合員総数 7,383 名
受益面積 9,169 ha
(令和5年4月1日現在)



第18回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

役員紹介

任期満了による改選の結果22名の方が新たな役員として就任いたしました。
(任期:令和4年11月1日~令和8年10月31日)

| 役職 | 氏名 | 地区名 |
|--------|--------|------|
| 理事長 | 秀島 敏行 | |
| 副理事長 | 江里口 秀次 | |
| 〃 | 重松 正泰 | 諸富町 |
| 総務担当理事 | 八頭司 文二 | 大和町 |
| 管理担当理事 | 古川 實 | 鍋島町 |
| 理事 | 永渕 文久 | 金立町 |
| 〃 | 永渕 秀樹 | 高木瀬町 |
| 〃 | 吉浦 和俊 | 兵庫町 |
| 〃 | 樋口 正行 | 北川副町 |
| 〃 | 久米 勝博 | 本庄町 |
| 〃 | 直塚 弘行 | 西与賀町 |

| 役職 | 氏名 | 地区名 |
|------|--------|-------|
| 理事 | 御厨 清 | 嘉瀬町 |
| 〃 | 吉富 義隆 | 川副町 |
| 〃 | 古川 俊博 | 川副町 |
| 〃 | 秀島 隆信 | 東与賀町 |
| 〃 | 渋田 満 | 久保田町 |
| 〃 | 末次 正二郎 | 三日月町 |
| 〃 | 中島 正之 | 芦刈町 |
| 総括監事 | 北島 宇治雄 | 牛津町 |
| 監事 | 池田 學 | 巨勢町 |
| 〃 | 川崎 弘樹 | 川副町 |
| 〃 | 山田 雅順 | 佐賀市中央 |

理事長あいさつ



佐賀土地改良区
理事長 秀島 敏行

佐賀土地改良区の組合員の皆様には、日頃より土地改良事業の推進と佐賀土地改良区の運営に対し、多大なるご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、法律に基づき行政が要請をしていく仕組みから、個人の選択を尊重した自主的な対応に変わりました。ただ、基本的な感染症予防対策については継続して取り組んでいかなければならないと感じているところです。

さて、昨今の国際情勢や長引くコロナ禍などを背景に、資材価格・電力料の高騰など農業分野にも影響が生じています。

米価については3年ぶりに下落に歯止めがかかりましたが、2年連続下落した分までの回復はしておらず、農業経営の改善までには至っていません。また、耕作者の高齢化や担い手不足など農業を取り巻く環境は年々厳しいものになっており、このままだと日本の農業の生産基盤が崩れていくことが懸念されます。

しかし、食料は私たち人間の生命の維持に欠くことができないものであります。世界的に食料安全保障の確立が問われる中、地域固有の資源である農地と水は安全保障の基本をなすものであり、我が土地改良区はその一端を担う重要な役割、責務があります。

昨年も、日本を含め世界の各地で猛暑や記録的な干ばつ、水害や土砂災害が起きました。こうした猛暑や豪雨、台風の被害は、今や避けては通れないものになってきています。私

たちの幼き時代「あって当たり前」の食や水が最近では気候変動の脅威にさらされていると感じています。

現在、国の方では土地改良区における女性参画の推進がなされています。土地改良区の組織運営の体制強化を図る目的から、令和7年度(2025年)までにすべての土地改良区に女性の理事を最低1名配置、土地改良区の理事に占める女性理事の割合10%とする具体的な成果目標が設定され、女性の多様な視点や発想を土地改良区の運営に生かすことで土地改良区の運営基盤の強化につなげるというもので、今後、我が土地改良区でも検討していくこととなります。

さて、佐賀土地改良区が管理する北山ダム、川上頭首工、水路は佐賀平野へ貴重な水を届ける重要な施設と同時に地域の防災減災の役割も有しています。

3月の通常総代会では、国営佐賀中部土地改良事業(国営造成土地改良施設整備)の施行申請が承認されました。この事業は佐賀土地改良区管内にある水管理施設、排水管理施設が老朽化等により機能低下しているため、国営事業により緊急的に改修を行うものであります。今後も計画的な施設の更新・長寿命化対策を行いながら、施設の適正な維持管理を行っていきます。

最後になりますが、役職員一体となり健全な運営に努めてまいりますので、より一層のお力添えを申し上げ、理事長挨拶とさせていただきます。

令和4年度臨時総代会

令和4年9月30日、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら臨時総代会を開催し下記の6議案がすべて原案どおり可決、承認されました。

- 第1号議案 維持管理計画の変更について
- 第2号議案 「筑後川下流用水総合対策事業」に要する費用負担同意について
- 第3号議案 令和3年度 事業報告について
- 第4号議案 令和3年度 一般会計収支決算について
- 第5号議案 令和3年度 財務諸表及び財産目録について
- 第6号議案 役員の選任について



佐賀市文化会館
「イベントホール」にて

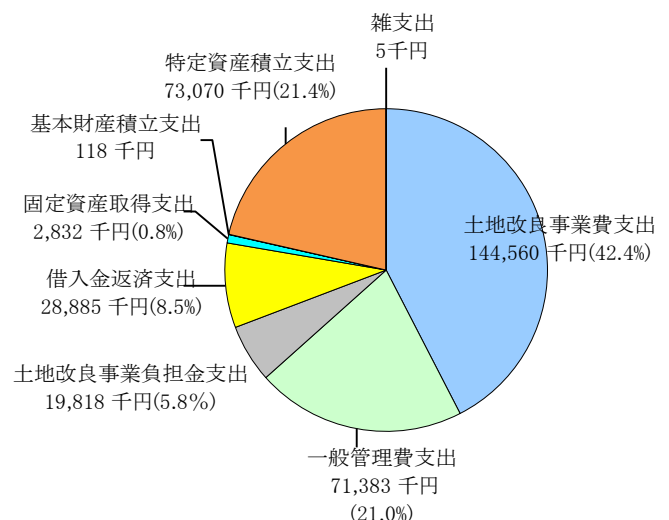
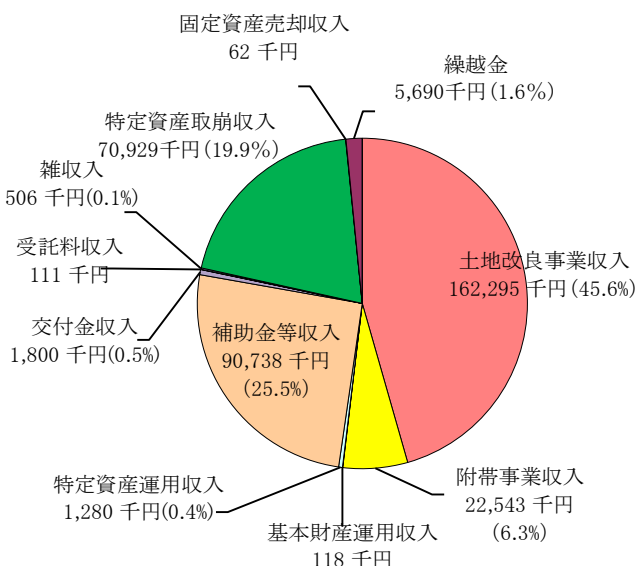
令和3年度 一般会計 決算

(単位：千円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 1. 土地改良事業収入 | 162,295 | 1. 土地改良事業費支出 | 144,560 |
| ・ 賦課金収入 | 101,070 | ・ 維持管理費支出 | 141,664 |
| ・ 転用決済金収入 | 18,001 | ・ 適正化事業関係支出 | 2,896 |
| ・ 負担金収入 | 43,224 | 2. 一般管理費支出 | 71,383 |
| 2. 附帯事業収入 | 22,543 | 3. 土地改良事業負担金支出 | 19,818 |
| 3. 基本財産運用収入 | 118 | 4. 借入金返済支出 | 28,885 |
| 4. 特定資産運用収入 | 1,280 | 5. 固定資産取得支出 | 2,832 |
| 5. 補助金等収入 | 90,738 | 6. 基本財産積立支出 | 118 |
| 6. 交付金収入 | 1,800 | 7. 特定資産積立支出 | 73,070 |
| 7. 寄付金収入 | 0 | 8. 雑支出 | 5 |
| 8. 受託料収入 | 111 | 9. 予備費 | 0 |
| 9. 雑収入 | 506 | | |
| 10. 特定資産取崩収入 | 70,929 | | |
| 11. 固定資産売却収入 | 62 | | |
| 12. 繰越金 | 5,690 | | |
| 収入合計 | 356,072 | 支出合計 | 340,671 |

<歳入> 356,072千円

<歳出> 340,671千円



第57回通常総代会

令和5年3月28日、通常総代会を開催し下記の5議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 国営佐賀中部土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の施行申請について
- 第2号議案 令和5年度 事業計画（案）について
- 第3号議案 令和5年度 賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第4号議案 令和5年度 一般会計収支予算（案）について
- 第5号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



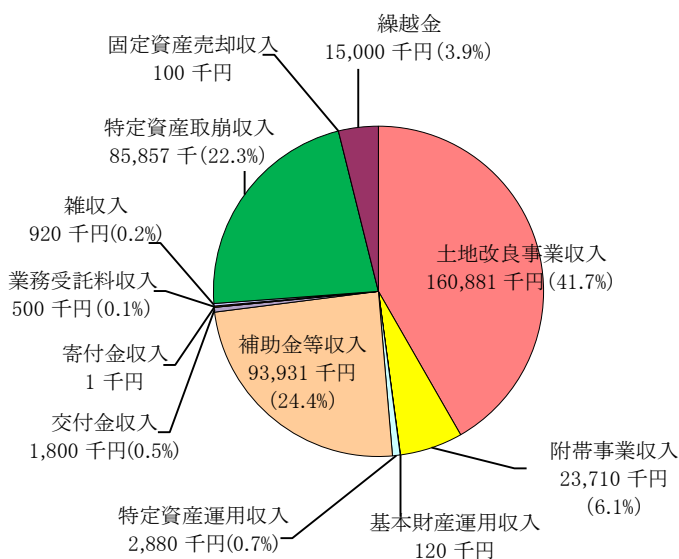
佐賀市文化会館
「イベントホール」にて

令和5年度 一般会計 予算

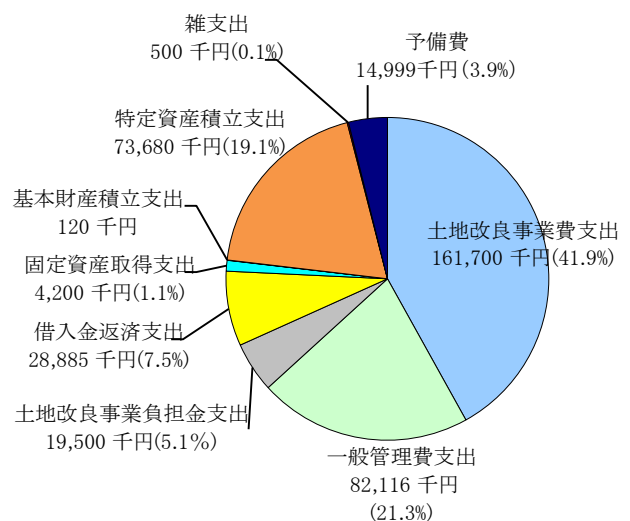
(単位：千円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 1. 土地改良事業収入 | 160,881 | 1. 土地改良事業費支出 | 161,700 |
| ・ 経常賦課金収入 | 100,650 | ・ 維持管理費支出 | 158,540 |
| ・ 転用決済金収入 | 17,000 | ・ 適正化事業関係支出 | 3,160 |
| ・ 負担金収入 | 43,231 | 2. 一般管理費支出 | 82,116 |
| 2. 附帯事業収入 | 23,710 | 3. 土地改良事業負担金支出 | 19,500 |
| 3. 基本財産運用収入 | 120 | 4. 借入金返済支出 | 28,885 |
| 4. 特定資産運用収入 | 2,880 | 5. 固定資産取得支出 | 4,200 |
| 5. 補助金等収入 | 93,931 | 6. 基本財産積立支出 | 120 |
| 6. 交付金収入 | 1,800 | 7. 特定資産積立支出 | 73,680 |
| 7. 寄付金収入 | 1 | 8. 雑支出 | 500 |
| 8. 業務受託料収入 | 500 | 9. 予備費 | 14,999 |
| 9. 雑収入 | 920 | | |
| 10. 特定資産取崩収入 | 85,857 | | |
| 11. 固定資産売却収入 | 100 | | |
| 12. 繰越金 | 15,000 | | |
| 収 入 合 計 | 385,700 | 支 出 合 計 | 385,700 |

<歳 入>



<歳 出>



新総代の紹介

任期満了により新しい総代さんが決まりました。

(任期：令和4年10月12日～令和8年10月11日)

| | | |
|-------------------|-------|--|
| 金立町 (2名) | | |
| 石田 勝美 | (久 富) | |
| 深川 信幸 | (上九郎) | |
| 高木瀬町 (3名) | | |
| 武田 和欣 | (長 瀬) | |
| 中島 博文 | (平尾中) | |
| 田島 剛 | (仲田代) | |
| 兵庫町 (6名) | | |
| 江島 俊幸 | (伊賀屋) | |
| 百武 直弘 | (上分2) | |
| 福井 隆 | (下分2) | |
| 春野 重敏 | (東中野) | |
| 内田 義和 | (西 淵) | |
| 大石 干城 | (東 淵) | |
| 巨勢町 (2名) | | |
| 宮地 寛 | (東分下) | |
| 原田 勉 | (西 分) | |
| 北川副町 (3名) | | |
| 南里 義春 | (新 農) | |
| 大川 光男 | (増田宿) | |
| 俣野 初朗 | (八 田) | |
| 諸富町 (2名) | | |
| 緒方 幸弘 | (為 重) | |
| 久米 常善 | (野 町) | |
| 本庄町 (4名) | | |
| 橋本 大蔵 | (正 里) | |
| 江口 博士 | (上飯盛) | |
| 高柳 義信 | (満 穴) | |
| 内田 茂春 | (末 次) | |
| 西与賀町 (2名) | | |
| 江川 富登身 | (厘 外) | |
| 城島 涉 | (丸目東) | |
| 嘉瀬町 (4名) | | |
| 高取 義勝 | (北 島) | |
| 堤 浩司 | (荻 野) | |
| 南里 実 | (新町4) | |
| 納富 和男 | (元 町) | |
| 佐賀市中央 (1名) | | |
| 野田 政光 | (平 島) | |

| | | |
|------------------|---------|--|
| 鍋島町 (6名) | | |
| 城野 友和 | (岸 川) | |
| 井手 昇 | (鍋 島) | |
| 雪竹 義雄 | (津 留) | |
| 土井 敏明 | (森 田) | |
| 納富 正文 | (坂 井) | |
| 中島 英則 | (江頭4) | |
| 川副町 (22名) | | |
| 内田 平夫 | (南1区) | |
| 徳永 幸広 | (南3区) | |
| 池田 慎吾 | (南6区東) | |
| 藤戸 芳実 | (南6区東) | |
| 江島 一彦 | (南8区北) | |
| 江頭 貞則 | (南10区) | |
| 江頭 幸一 | (南13区) | |
| 畑瀬 忠 | (南15区南) | |
| 寺丸 吉徳 | (南18区) | |
| 江頭 已喜男 | (南21区) | |
| 内田 光昭 | (南26区) | |
| 本告 誠次 | (坂 井) | |
| 北村 優気 | (西南里) | |
| 西村 文利 | (船 津) | |
| 江口 忠広 | (小々森) | |
| 江川 和則 | (久 町) | |
| 北村 英 | (新 村) | |
| 石丸 正雄 | (西干拓) | |
| 松林 和幸 | (米納津) | |
| 大坪 利信 | (崎ヶ江) | |
| 江頭 義幸 | (中 津) | |
| 渡瀬 勝 | (下 早) | |
| 東与賀町 (9名) | | |
| 北村 芳行 | (立 野) | |
| 大島 広道 | (搦 東) | |
| 吉村 信行 | (搦 西) | |
| 三ヶ島 修 | (新 村) | |
| 原口 義実 | (住吉東) | |
| 山田 道春 | (住吉西) | |
| 光富 定 | (大授3) | |
| 富吉 国昭 | (大野2) | |
| 伊東 光義 | (大野3) | |

| | | |
|------------------|---------|--|
| 久保田町 (8名) | | |
| 馬渡 貞雄 | (草木田) | |
| 小柳 博行 | (搦 東) | |
| 高原 義行 | (搦 西) | |
| 中野 勲 | (下新ヶ江) | |
| 八次 正 | (福 島) | |
| 森 信昭 | (上恒安) | |
| 松尾 稔 | (大立野北2) | |
| 山崎 芳高 | (北田2) | |
| 大和町 (6名) | | |
| 野田 種敏 | (川 上) | |
| 辻 利三 | (上戸田) | |
| 富石 正美 | (於保上) | |
| 久保 宗平 | (下 村) | |
| 吉田 和文 | (国分北) | |
| 山本 洋二 | (福 田) | |
| 三日月町 (5名) | | |
| 池田 雅己 | (道 辺) | |
| 古賀 藤則 | (三ヶ島) | |
| 大島 信彦 | (社) | |
| 藤木 卓一郎 | (江 口) | |
| 北原 純嗣 | (五 条) | |
| 牛津町 (4名) | | |
| 八頭司 裕治 | (乙 柳) | |
| 中原 典嗣 | (生立ヶ里) | |
| 永淵 昭 | (練ヶ里) | |
| 古川 功 | (柿樋瀬) | |
| 芦刈町 (10名) | | |
| 中原 英治 | (川 越) | |
| 大坪 徳弘 | (高 道) | |
| 橋間 利昭 | (中 溝) | |
| 森永 正昭 | (西戸崎) | |
| 平野 勝教 | (東戸崎) | |
| 土橋 良信 | (下古賀南) | |
| 横田 勇人 | (道 免) | |
| 古賀 由春 | (社 搦) | |
| 水田 俊範 | (永田東北) | |
| 本村 辰好 | (弁 才) | |

経常賦課金

令和5年度 経常賦課金 1,100円/10a(1,000㎡当)

期限内に納めましょう

窓口納付の方は
口座振替の方は

令和5年7月31日(月)

までに納めてください。
が振替日です。

◀ 口座振替・賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します(ゆうちょ銀行については一部納入者負担あり) ▶

◆残高確認をお願いいたします。

- ・7月28日(振替日の前営業日)までに残高の確認をお願いいたします。(※再振替は出来ません)
- ・事情により振替出来なかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願い致します。

☆賦課金納入取扱い金融機関

佐賀県農協・佐賀市中央農協・佐賀銀行・九州信用漁業協同組合連合会
・佐賀共栄銀行・ゆうちょ銀行(口座振替のみ)

賦課金の口座振替ご利用のおすすめ

賦課金の納付は、便利な口座振替(自動振替)をご利用ください。わざわざ金融機関へ出向かななくても、自動的に納付することができます。お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡ください。(口座振替依頼書を郵送いたします。)

◆最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、預貯金通帳・印鑑(届出印)を持参の上、指定金融機関窓口へ提出してください。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

- Q1 「農業用水を利用していない」、「耕作をしていない」というような場合でも賦課金を払わないといけないのですか？
- A 佐賀土地改良区の賦課金は水道のように使用量に応じて賦課されるものではなく、当区が管理している土地改良施設の維持管理に必要な経費を受益地内の農地につき、地積割で賦課していますのでいかなる理由であれお支払いいただく必要があります。
- Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？
- A 期限内に納入がなかった場合、督促状の発行を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により、理事会で議決された組合員に対して財産の差し押さえ等の滞納処分を行うこととなります。
- Q3 賦課金を払わなくていいようにすることはできますか？
- A 農地を所有(耕作)されている限りは賦課金を納めていただく義務があります。農地の転用や用途変更をされる場合は、決済金をお支払いいただくことで地区除外をすることが可能です。詳しくは次のページ(農地転用に伴う決済金)をご覧ください。
- Q4 賦課金の通知書が複数送られてきますがなぜですか？
- A 佐賀土地改良区の受益地内には他の土地改良区がある地域があります。土地改良区によって管理している施設や行っている事業が異なるため、それぞれ必要な経費を賦課しています。
- Q5 賦課金の滞納がある農地を購入した場合、滞納賦課金はどうなるのですか？
- A 農地を異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されています。農地の売買や利用権設定をされる場合は、ご確認の上、契約等をするように注意してください。

農地転用に伴う決済金

令和5年度 決済金 56円/m²(全地区)

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入していただくことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。
※公共事業の寄付等についても決済金はかかります。

◆「市街化区域の農地転用」及び「畑などへの地目変更」の場合

農業委員会への届出に土地改良区の意見書は必要ありませんが、**土地改良区への地区除外の手続きは必要**です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますのでご注意ください。

決済金について

佐賀土地改良区が管理しております施設(北山ダム・川上頭首工・幹線水路90km)は組合員様から頂いている賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として転用する時は決済金を納めて頂き維持管理費に充当しています。(土地改良法第42条第2項より)

組合員さまへのお知らせ

◆農地(田)に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出てください。

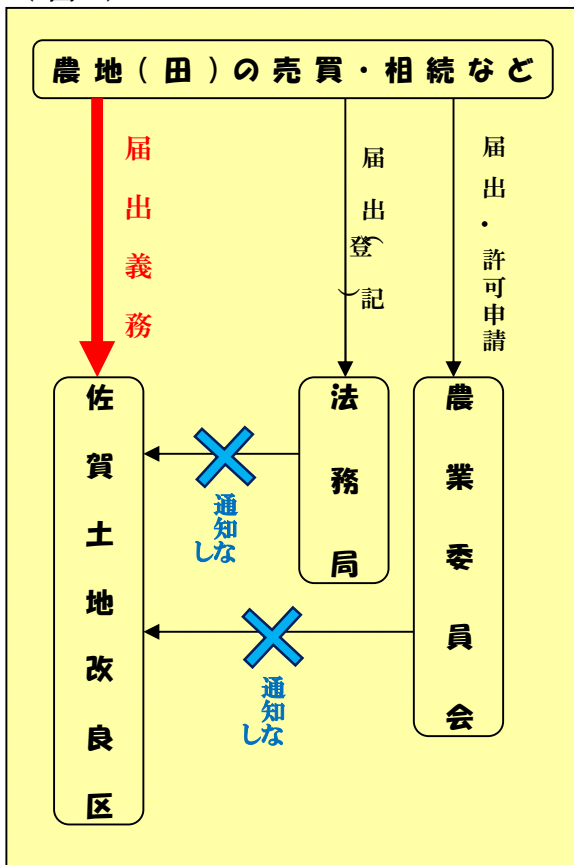
農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても**直接土地改良区に届出がないと土地改良区の台帳は変わらず、賦課も異動されません。**(左下 図1)

◆組合員の資格取得・喪失の届出について(次ページに実際の用紙があります)

下記の場合には、**土地改良法第43条の規定**により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

- ①農地(田)の売買・貸借・贈与・交換等の場合
- ②農業者年金の受給による経営移譲の場合
- ③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
- ④組合員の住所変更の場合

(図1)



記入例

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)
住所

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地
氏名 北山 太郎 (印)

(地区名 _____ 組合員 _____)

新資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地
氏名 川上 次郎 (印)

(生年月日) 明治・大正・昭和・平成 〇〇年 △△月 □□日
電話番号 (〇〇〇〇) △△ - □□□□
(地区名 _____ 組合員 _____)

佐賀土地改良区理事長殿
記

1.資格得喪の対象たる土地

| 市町名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 備考 |
|-----|----|----|--------|----|----------------------|----|
| 〇〇町 | △△ | □□ | 1234番地 | 田 | 1,000 m ² | |

2.資格得喪の原因及びその時期

(1)原因 (※該当するものを○で囲んでください)

○(売買) 貸借・贈与・相続・交換・経営移譲
生前贈与・死亡・その他 () ※提出先

(2)時期

・令和〇〇年〇〇月
・佐賀県農協各本支所
・佐賀土地改良区 総務課
佐賀市大財三丁目8番15号
TEL (0952) - 22-4382

佐賀土地改良区賦課金 **納入者** 変更届出(組合員資格得喪通知書)
住所

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〒 _____
 氏名 _____ 印
 (地区名 _____ 組合員番号 _____)

新資格者 住所 〒 _____
 氏名 _____ 印

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

電話番号 (_____) _____

(地区名 _____ 組合員番号 _____)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

| 市町名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 備考 |
|-----|----|---|----|----|----|----|
| | | | | | | |

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲
 生前贈与・死亡・その他(_____)

※提出先

・佐賀県農協各本支所
 ・佐賀土地改良区 総務課
 佐賀市大財三丁目8番15号
 TEL (0952)-22-4382

(2) 時期

令和 年 月

| 変更年度 | 土地台帳 | | 組合員名簿 | 総務課長 | 係長 | 係員 |
|------|------|----|-------|------|----|----|
| | PC | 台帳 | | | | |
| | | | | | | |

配水計画の策定

平成31年4月に土地改良法の一部改正が行われ、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。このため佐賀土地改良区では適切な農業用水の管理・運用を行うため配水計画の策定を行いました。

令和5年度 佐賀土地改良区 配水計画

【取水の基本事項】

(1) 各取水口等の位置

- 川上頭首工左岸取水口 佐賀市大和町大字久池井字六本杉2978番2地先
- 川上頭首工右岸取水口 佐賀市大和町大字川上字川原75番地先
- 多布施川注水口 佐賀市大和町大字尼寺字一本杉3224番4地先
- 三本杉取水口 佐賀市緑小路130番地先
- 西平川注水口 小城市三日月町道辺字山王653番地先
- 本松取水口 小城市三日月町道辺字立物842番地先

(2) 最大取水量等

| 区 分 | 期 間 | 6月1日から | 6月11日から | 10月11日から | 年間総取水量 |
|---------|-----|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| | | 6月10日まで | 10月10日まで | 翌年5月31日まで | |
| 川上頭首工合計 | | 10.69 m ³ /s | 19.01 m ³ /s | 3.53 m ³ /s | 181,800 千m ³ |
| 川上頭首工左岸 | | 10.69 m ³ /s | 18.83 m ³ /s | 3.53 m ³ /s | — |
| 川上頭首工右岸 | | 0.02 m ³ /s | 0.28 m ³ /s | 0.02 m ³ /s | — |
| 多布施川注水口 | | 3.02 m ³ /s | 4.27 m ³ /s | 1.19 m ³ /s | — |
| 三本杉取水口 | | 2.67 m ³ /s | 3.48 m ³ /s | 1.18 m ³ /s | — |
| 西平川注水口 | | 4.50 m ³ /s | 7.60 m ³ /s | 1.35 m ³ /s | — |
| 本松取水口 | | 4.92 m ³ /s | 7.60 m ³ /s | 2.08 m ³ /s | — |

(3) 筑後川下流用水事業からの補給

- 筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給が必要となる地区の内、北川副地区以外の地区への補給は、川上頭首工左岸取水口及び右岸取水口の取水量の合計が19.01 m³/s の場合又は北山ダム貯水位がEL367.40m以下のときに限り、最大5.98 m³/s の範囲内において、受けることができる。
ただし、6月1日から6月20日までの間においては、上記によらず最大5.98 m³/s の範囲内において補給を受けることができる。
- 北川副地区への筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給は、国営幹線水路市の江川副幹線中川副分水工からの送水量が0.35 m³/s に達し、且つ不足を生じる場合に限り、最大1.64 m³/s の範囲内において補給を受けることができる。

【農業用水の利用の調整に関する問合せ先】

〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号
佐賀土地改良区 管理課
TEL 0952-22-4382
FAX 0952-29-1048

女性理事登用の推進について

女性参画の推進は、多様性社会の活力を高め、地域社会・経済に活力をもたらすなど、農業・農村を継続させるために重要なことです。そのため令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、土地改良区の理事に占める女性の割合について具体的な目標が掲げられました。さらに第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、令和3年3月に閣議決定された新しい土地改良長期計画では女性理事登用についての取組推進が求められています。このため佐賀土地改良区においても、女性理事登用に向けた検討を行ってまいります。

具体的な成果目標

全国の土地改良区において
令和7年度までに

すべての土地改良区に女性理事を1名以上配置

理事に占める女性の割合を10%

事務局の体制

令和5年4月1日付 (職員 20名 会計年度任用職員 3名)

| | | | | | | |
|-----|----------|--------|------------|----|----------|--------|
| 事務局 | 事務局長 | 森 信治 | 北山ダム管理事務所 | 5名 | 所長 | 大坪 直孝 |
| 総務課 | 課長 | 阿間見 忠 | | | 副所長 | 相浦 公 |
| | 副課長兼総務係長 | 立石 豊 | | | 主任 | 古賀 賢太 |
| | 企画財務係長 | 斎藤 嘉宏 | | | 主事 | 与賀田 雅士 |
| | 主事 | 田中 聡一郎 | 会計年度任用職員 | | | 無津呂 克則 |
| | 主事 | 高尾 陽平 | 川上頭首工管理事務所 | 8名 | 所長 | 中野 秀則 |
| 管理課 | 課長 | 芦原 一樹 | | | 副所長 | 江口 則彦 |
| | 管理係長 | 大坪 稔典 | | | 主任 | 永田 武次 |
| | 主事 | 平石 大和 | | | 主任 | 福島 稔 |
| | 会計年度任用職員 | 田中 ルミ | | | 主事 | 増田 和彦 |
| | | | | | 主事 | 田中 亮 |
| | | | | | 主事補 | 山口 颯大 |
| | | | | | 会計年度任用職員 | 横田 正裕 |

佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号 (佐賀県土地改良会館2階)

TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関することは総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関することは管理課

休日・夜間の用水に関することは下記緊急連絡先へ

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136

☆ 北山ダムの貯水状況並びに情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



佐賀土地改良区 HP QRコード



大井手幹線水路（大和町）の復旧工事が完了しました

◎ 直轄災害復旧事業「佐賀中部地区（大井手幹線水路）」

令和3年8月11日から8月18日にかけての大雨（総雨量：約1,200mm）により国営水路（大井手幹線水路上流部）背面の地下水が上昇したため、下方からの浮力によって水路が浮上し水路天端へのクラックや水路背面の空洞化などの変状が約65mにわたって発生しました。今後の災害の危険性や農業用水の供給ができなくなる可能性もあり、早急な対策が必要であったため本事業を活用し復旧工事を行いました。

- ・ 工期：令和4年10月から令和5年5月
- ・ 総事業費：9,800万円



工事の様子

国営佐賀中部地区土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

令和5年3月28日に開催しました第57回通常総代会にて議決を頂きました「国営佐賀中部地区土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）」については、現在施行申請を行っております。本事業では老朽化により機能低下した水管理施設及び排水管理施設の整備を緊急に行うことにより、農業用水の安定供給、排水機能の維持及び施設の維持管理の費用の軽減を図ることを目的としています。今後、川上頭首工、排水機場、用水路及び排水路を監視制御する水管理施設及び排水管理施設の改修が実施されます。

- ・ 事業期間（予定）：令和5年度から令和7年度
- ・ 総事業費：980百万円

水資源機構関連事業

◎ 筑後川下流用水総合対策事業

令和4年9月30日に開催しました臨時総代会にて、費用負担同意について議決をいただいた「筑後川下流用水総合対策事業」に関する「事業実施計画」が令和5年4月14日に農林水産大臣より認可されました。本事業により佐賀・福岡両県の広大な農地に水を供給するための基幹水利施設である筑後川下流用水の耐震対策や、管理開始から24年が経過した施設の老朽化対策等を実施する計画となっています。

- ・ 事業期間（予定）：令和5年度から令和19年度（15年間）
- ・ 総事業費：630億円

21世紀土地改良区創造運動

創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深めることを目的としており、佐賀土地改良区では平成14年度から田植えオリンピック、水土里の教室・佐賀平野「水と歴史」の探検隊・川上頭首工スケッチ大会などに取り組んでいます。

今後も、「21世紀土地改良区創造運動」を積極的に展開して、地域と共に生きる新たな「水土里ネットさが土地」の実現を目指して行動してまいります。

令和4年度活動内容

☆ 総合学習・青空教室

近年、失われつつある緑豊かな農村環境や食の安全性を見直し、「農業者と消費者との交流を通じ土地改良区の果たしている役割」を肌で体験し、農業・農村が持つ環境の素晴らしさを感じてもらう為に神野小学校では4年生121名による、総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでももらいました。(植付品種：さがびより)

○田植え体験：令和4年6月17日

○稲刈り体験：令和4年10月11日



☆ 川上頭首工スケッチ大会

○開催日：令和4年10月4日 ○表彰式：令和5年3月8日

○展示（春日公民館）：令和5年3月13日～24日

川上頭首工の役割や取水の仕方、農業用水の流れなど楽しく学んでもらう為にスケッチ大会を行いました。地元の春日北小学校の5、6年生の参加があり、初めに施設を見学し役割を学んでもらった後、頭首工周辺でスケッチをしてもらいました。

また、特に優秀な作品5点について表彰式を行いました。表彰された作品は佐賀市の春日公民館にて展示を行い、当区ホームページにも掲載しています。



また、佐賀土地改良区では地元団体や公民館などからの見学依頼にも対応しています。毎年多くの方に北山ダム、川上頭首工の施設見学や出前授業を行っており、幅広く地域の方々に土地改良区の役割や佐賀平野の水の流れについて学んでいただいています。



公民館での出前授業



施設見学



☆ 佐賀平野「水と歴史」の探検隊 ○ 開催日：令和4年8月26日



佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらう為、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を新型コロナウイルス感染対策の為、例年に比べ参加者数を減らして開催しました。当日は雨の心配もありましたが、徐々に天候は回復し予定通りに探検することができました。佐賀市・小城市の小学生と保護者20名の参加者で石井樋・川上頭首工・北山ダムを見学して、自分たちの住む町まで農業用水が届く仕組みや嘉瀬川の取水施設について学んでもらいました。また、川上頭首工では魚道の生き物調査も行いました。



参加者を募集します!

第19回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

北山ダムや石井樋などの施設を探検して学んでみよう!

今年で、19回目の開催となる探検隊の参加者を募集します。組合員皆様の子供さんやお孫さんの、夏休みの思い出に参加してみませんか。

北山ダムでは、普段入れないダム本体の中や、船に乗ってダム湖内の探検を行い、川上頭首工や石井樋では水の流れの仕組みや歴史についても学びます。

【応募要項】

- ① 日時： 令和5年8月25日(金) 8:40~16:00(昼食は用意します)
※貸切バス使用(少雨決行、悪天候の場合は中止します)
- ② 対象： 小学4~6年生と保護者(小学生のみの参加も可)
- ③ 参加費用： 大人300円 子供 100円
- ④ 定員： 40名 (定員になり次第締め切り)
- ⑤ 募集方法： 参加希望者全員の名前(ふりがな)、住所、電話番号(緊急連絡先)、学校、学年を記入の上、FAX又はメールで応募してください。
(7月24日午前9時募集開始)
※募集受付後、結果の連絡を行います。参加者には8月上旬に集合場所、行程表等を郵送にてお知らせします。
- ⑥ 問合せ先： みどり 水土里ネットさが土地(佐賀土地改良区) 総務課まで
〒840-0811 佐賀県佐賀市大財3丁目8番15号
TEL:0952-22-4382 FAX:0952-29-1048
URL:<http://www.sa-tochi.jp> Eメール:tanken5@sa-tochi.jp

国営土地改良事業佐賀中部地区推進協議会

1 協議会の構成・役員

| | | |
|-----|---------------------|-------------------|
| 構 成 | 佐賀市 ・ 小城市 ・ 佐賀土地改良区 | |
| 役 員 | 会 長 | 秀島 敏行（佐賀土地改良区理事長） |
| | 副会長 | 江里口 秀次（小城市長） |
| | 理 事 | 坂井 英隆（佐賀市長） |

2 地区の現状

近年、日本においては線状降水帯による豪雨や台風等による浸水被害が相次いで発生しています。当地域においても、用水路である大井手幹線水路の上流部において、令和3年8月の大雨により、水路が浮上する等、被災しました。被災した水路については、災害復旧事業により復旧を行っているところです。

佐賀市・小城市の両市においては、排水ポンプ場の管理に大変苦勞されているようです。先の国営農地防災事業で建設された排水機場では二十数年が経過し、老朽化等により機能を十分に果たせないものも出てきています。また、老朽化した施設では故障しても部品の交換ができないものもあります。

3 今後の改修予定

(1) 国営造成土地改良施設整備事業

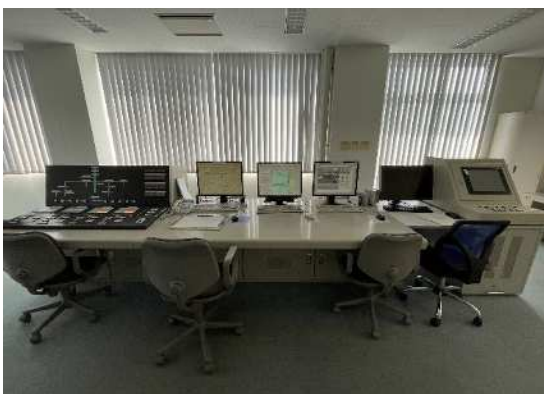
令和5年度から7年度にかけて、「国営造成土地改良施設整備事業」として、経年的な劣化が著しい用水管理施設・排水管理施設の改修が実施されます。

(2) 地区調査（次期事業の検討）

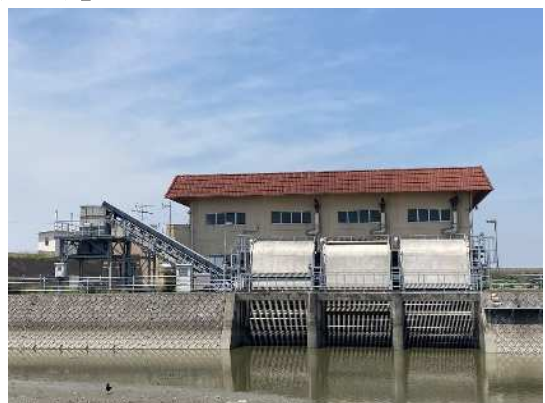
農業用水の安定供給、排水機能の維持等を目的として、川上頭首工や排水ポンプ場等について、近年の降雨状況や施設の長寿命化を踏まえた補修・改修を行うために必要な地区調査により、次期事業の検討が実施されています。

当協議会では、この佐賀平野で引き続き安心して農業が続けられるよう願っており、地域の将来の営農を見据えたこれらの事業の推進を図るべく引き続き活動してまいります。

【地区内施設の現状（写真）】



水管理施設（川上頭首工中央管理所）



東与賀排水機場